

令和5年度第1回川崎市地区まちづくり審議会議事録

令和6年3月8日（金）午前10時00分から

本庁舎復元棟2階第201会議室

【審議経過】

（事務局）

それでは、定刻を過ぎましたので、開会させていただきたいと思います。

——事務局からの挨拶——

——会議公開の確認——

——会議録発言者の明記公開——

——部長挨拶——

——事務局紹介——

——資料の確認——

（室田会長）

それでは、ただいまから、令和5年度第1回の川崎市地区まちづくり審議会を開会いたします。本日は、天候の悪い中、また年度末のお忙しい中、当審議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。貴重な時間でございますので、早速始めさせていただきますと思います。

それでは、本日の議事につきましては、お手元でございます次第に従いまして進めてまいります。

当審議会では、会議終了後、公開する議事録の確認を委員の方の持ち回りでお願いをしております。大変恐縮ではございますけれども、私のほうから御指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、藤井委員にお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

（藤井委員）

はい。

（室田会長）

ありがとうございます。

ペーパーレスということで、お手元にタブレットがあると思いますけれども、何か不具合、あるいはトラブル等が起きましたら、どうぞ御遠慮なく挙手でお願いできればと思います。まだ不慣れな点もあると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、傍聴の申出はございますでしょうか。

（事務局）

ございません。

（室田会長）

ありがとうございます。もし傍聴の方がお見えになりましたら、以降は事務局で適宜入室をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思います。

本日は、川崎市地区まちづくり育成条例第8条第4項の規定に基づきまして、川崎市長から、諮問を受けております。

案件は、「小田地区まちづくり協議会の地区まちづくり組織の認定について」ということでございます。

まず、委員の皆様にお諮りしたいのですが、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第27条第7項に、審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができると規定されております。

本日は、「小田地区まちづくり協議会」の方にお越しいただいております。また、併せまして協議会の活動をこれまで支援してきております、まちづくり局防災まちづくり推進課の職員の方にも出席を求めたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

——異議なし——

(室田会長)

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

—— 小田地区まちづくり協議会 関係課職員入室 ——

(室田会長)

本日は、大変寒い中、わざわざ当審議会まで御出席くださいまして、どうもありがとうございます。それでは早速でございますけれども、自己紹介をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、最初に小田地区まちづくり協議会の方、お願いします。

(又村会長)

小田地区まちづくり協議会の会長の又村と申します。よろしくお願いいたします。

私たちの小田という地区は、以前から大地震が起きたら火災の延焼の危険性が高いと言われております。ここ数年は、小田の9町会が集まって、特に防災でしたけども、まちづくりについて考えてきました。その中で出てきた課題への対応について、市と役割分担を行い、市では、密集市街地の改善や規制ルールの検討を進めていただきました。

一方、地域で自分たちができることとして、協議会を立ち上げ、まちづくり構想の策定に向けた活動やイベントなどを通じた防災啓発に取り組んでまいりました。この協議会と市の取組の両方を進めながら、小田地区が燃えにくく、安全で住みやすいまちにしていきたいと考えております。

本日は、組織認定について、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

——関係課職員挨拶——

(室田会長)

どうもありがとうございます。後の審議の中で、委員の方から御質問等をお伺いすることがあると思いますので、そのときは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、小田地区まちづくり協議会の地区まちづくり組織の認定についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

——資料説明——

(室田会長)

御説明をありがとうございました。ただいま小田地区の地区まちづくり組織の認定ということで、認定要件の組織認定の要件別に、それぞれ市のほうで御検討いただいた内容を御紹介いただきました。

それでは、これから審議をお願いしたいと思いますけれども、どなたでも結構ですし、事務局への御質問、御意見でも構いませんし、あるいは小田地区のまちづくり協議会会長さんにせっかくお越しいただいておりますので、協議会に関することでも結構でございます。

何か御質問、御意見等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。二井委員、お願いいたします。

(二井委員)

御説明をありがとうございました。基本的に賛成するものなんですけれども、ちょっと質問をさせてください。

今、構成員の方が22名、地区住民ということでお名前も資料のほうについていますが、このエリアが結構広くて、今後持続的に相当長い年月をかけてやる必要があると思うんですね。

そのときに、この22名の方がずっと固定なのか、その方に加えて、長い目で見ると地区町内会の会長職みたいな人が、役職としてこの構成員、例えばメンバーみたいに入っているみたいな、そういうことも考えておられるのか、今の構成員のメンバーのつくり方みたいなものについて、もし分かることがあれば、教えていただきたい。

(室田会長)

お願いいたします。

(防災まちづくり推進課)

まず、現状の構成員の内訳としましては、資料にありますとおり9町内会の代表者が集まって始めた会ですので、今は比較的バランスよく各町内会から1名から3名ずつぐらい方が集まった状況でスタートをしております。

あとは、現状としましては、アンケートにより入会を希望されている方がいらっしゃいますので、5名ほど3月に予定されている協議会にお越しいただく予定で、今そういう状況で進めています。

今後は、持続的な実施ではないですけど、この協議会のまちづくりのルールが、いきなり地区内にワンルームマンションができてしまって、かなり町内会が不満を持っていることを防ぐために、事前協議を設けることを一つの目的としています。それをするに

当たって、事前協議先をこの広い地区にできるワンルームマンションの事業者全員が会長一人のところに行くのではなく、建設するこの管内の町内会のところに協議していただくので、少なくとも必ず、各町内会の方が入っていただく必要が出てきますので、それは今後協議会と話し合って、仕組み化をしないといけないなと思っております。また、現状高齢の方もいらっしゃいますので、入れ替わっていくところもあります。

ただ、充て職みたいな形で、何々町内会の会長になったら、自動的に協議会の会員もしくは会長になるという仕組みは、今のところ取り入れておりません。それは、恐らくだんだん形骸化してしまう部分もあるので、こういった形で町内会の方が入れ替わっていくのがいいのかというのは、協議会の中でも御相談ですが、少なくともこのルールを運営するために、町内会の方が常に入っていただくというふうにはしていきたいなと思っております。

あとは、皆さんの目標とかを話し合う中で、多世代という若い世代とか、子育て世代というお話が出てくるのですが、やはり子供向けに防災のまちづくりに何ができるかというのをやっていく中で、少し若い世代の方の視点で、まちづくりルールだけではなくて、多世代で防災まちづくりという視点で若い方が賛同してくれるようなことをやっていって、その方々に入って頂くことも今後の活動計画の中で話していきたいなと思っているところでございます。

(二井委員)

分かりました。ありがとうございます。

構成員のつくり方は、皆様ですればよろしいと思うんですが、全部が充て職ではなくて、例えば、最初の立ち上げのメンバーと、やっぱり今のところを見ていると、長い時間をかけて、最初の立ち上げのメンバーの思いと、実際の町内会の思いというのは、なかなかうまく一致していかなかったりとか、世代交代が進まないとかというものもあるので、例えば、何か今の22名プラス充て職みたいな感じで、そこに、今おっしゃっていただいた、例えば小学校のおやじの会とか、そういう人たちに入ってもらおうとかというふうな、充て職でも入ることで実情を知って発言しやすくなって、活動が広がるみたいなものもあるので、何かうまく組み合わせていただくのいいのかなとは僕は思います。

それは、お任せいたしますので、以上です。

(防災まちづくり推進課)

ありがとうございます。

(室田会長)

どうもありがとうございます。影山委員、お願いいたします。

(影山委員)

私の今までの経験の中でスタートラインが大変大事です。先ほどのお答えに対して、ちょっと不明確な部分が聞こえたんです。まず、第一点、22名の方の構成、年代別。それから、入った動機が把握されていること、大事なのは、私の今までの経験の中から言うと、既存の組織、特に町内会との兼務です。一緒に町内会の防犯部と実は兼務してやっているんだという、その兼務があるか、ないか。これは極めて大事なポイントです。

それから、もう一つは女性。特に子育て世代の、今はタイムコストパフォーマンスというんですかね。最も大事な次世代を担う人たちの意見が、その人たちが入りやすいように

しているかどうか。具体的に会議がいつ頃設定されたら、そのときに子供を預かりますと。そういうものをきちんとやらないと、僕の経験の中では難しいです。

それは、私の一つの考えでございます。以上です。よろしくお願いします。

(室田会長)

ありがとうございます。それでは、御意見をお願いいたします。

(防災まちづくり推進課)

まず、最初にお問合せのあった動機、年齢、あと兼務の状況でございます。まず、この協議会の立ち上がりの経緯としては、9町内会の町会長が兼任という形で役職をするというのは、会則には入っていないのですが、そういう形がありまして、一旦は、町会長の推薦という形で各町内会1名から3名ぐらい、4名来ているところもあるんですけど、形としては、推薦という形を取らせていただいております。

ただ、以前から懇談会に続けてきてくれた方なので、町会長と来てくれている方とどういってお話があったかは、詳細までは分からないんですけども、皆さんそれなりにやる気を持ってというか、手を挙げていただいたのではないかなと思っております。

また、年齢なんですけれども、基本的には、60代、70代、80代、男性でございます。女性については、今のところ0名という状況です。

あと、兼務の状況ですけど、参加者によっては、町会長と兼務、いわゆる自治会長の3役というか、副会長だったり、そういった総務部長だったりという役員と兼務という方がほとんどでございます。町会長の方と総務部長の方が多いかなという印象でございます。

あと、それ以外の町会の中で関心のある方もいらっしゃいます。ただ、防災部長ということになりますと、若干まちづくりとしての防災と、いわゆる訓練ですとか、町内会の大きな役割として避難所運営というものがございます。その分野は、むしろ役割分担で、そちらは町内会の方、単位としては、各町内会の単位で、いわゆるまちづくりについてはこちらにということで、防災部長さんよりは、総務部長さん、そういう方のほうが多くいらっしゃる印象でございます。

あとは、おっしゃっていた子育て世代をどう入れ込んでいくかについては大変こちらもどうしたらいいかというのは悩ましいことございまして、今おっしゃった、来ている間にお子さんが預かれる。あるいは、お子さんはお子さんでアクティビティじゃないですけど、お子さんの楽しいことがあって、その間に親御さんが、こちらで一緒にどうですかぐらいの逆転現象ぐらいが、ちょっと聞いていていいのかなと思いつつ、それは、本当に非常にこちらも課題だと思っておりますので、ちょっと工夫をしながら子育て世代、特に女性を入れられるように、今後の活動の中で検討していきたいなと思っております。ありがとうございます。

(室田会長)

ありがとうございます。影山委員、いかがでしょうか。

(影山委員)

そういう視点、ぜひ次世代のための関係づくりをやっているんだということをぜひお願いします。チラシの中に書いて。私はそれでいいです。

(室田会長)

どうもありがとうございます。藤井委員、お願いいたします。

(藤井委員)

対象区域の広さは私も気になっております。ただ、今回は9町会ということですが、町内連合会という組織があつて、それプラス小田1丁目町内会という既存組織との連携なので、そんなに心配しなくてもいいのかもしれませんが、不燃化重点対策地区だけでなく、例えば京町三丁目とか、南武支線の反対側に小田栄の町内会がありますので、こちらの方たちとの意識の差が、この先出てくることもあるかと少し気にしています。「事前調整」という、このエリアで共通のルールを運用することで各町会がつながれるとは思いますが、ぜひ、広いエリアで皆さんがともに盛り上げることができる、継続的なテーマで続けていただけたらよいと思います。広くても続けていく意義を、皆さんが感じていないとまとまって動けないと思うので、そこは構成員の方たちにも意識していただきたいと思います。

また、構成員の方が長期に建築相談窓口として関わるとなると、町内の専門家を見いだせることはとても大事だと思いますので、息子さんが建築設計業をやっているとか、そういう人たちにも関わってもらって、相談できると良いですね。9町会もあれば、建築の専門家の方もいらっしゃるでしょうから、そういう人を構成員の中に積極的に入れることも意識していけたら良いと思います。あるいは、それは住んでいる方でなくてもよいと思うので、この地域のことを親身になってくださる専門家相談員を交えた事前協議ができるようになるとよいと思います。

あと、もう一ついいですか。ニュース等を作っていくというのも、この9町会をまとめて活動としていく上で有効だと思っています。その配付方法はどうされていますか。住んでいる方だけでなく、不在地主の方たちもいるかと思うので。特にアパートやマンションを複数お持ちの人たちと連絡が取れるようにすることも大事かと思っています。

(室田会長)

では、御説明をお願いいたします。

(防災まちづくり推進課)

まず一つ目の広くても続けていく、ぜひ続けていきたいというところで、経緯のところにあったように、最初は9町会でやっていて、コロナであまり集まれなくなって、各町内会でお話しさせてもらいました。そこで、密集でも、密集じゃなくても、不燃化重点対策地区に入っている、入っていないでもやっぱり皆さんがまちづくりでちょっと疑問に思われているのは、ワンルームの件で、特に細い道路の前に急にできてしまって、あそこに住む人たちが本当に逃げられるのかなとかというのは、どこの町内会でも共通の思いでした。

なので、一つそれがまちのルールとしてあるので、そこについては共通の課題として一つにまとめられるかなということと、皆さんの目標を考えたときに、さっきもお話ししていただいた、多世代というお話がありましたけど、皆様、どこの町内会にいても、おっしゃるのは、やっぱり自分の子供が末永く暮らしていけるように、次の世代にというのは、皆様の強い思いなので、そこをキーワードに、この町内会がまとまっていくというのはあるかなと。

実際、お祭り自体はもう少し広い範囲でやっていらっしゃるの、地域の基盤として強い繋がりがあるんですけども、やっぱりその二つが皆様のおっしゃられるキーワードであり、それで続けていける仕組みというのをやっていきたいなと思っています。

もう一つ、構成員の中に専門家ということですが、確かに、たまたま専門家の方もいらっしゃるんですけど、どっちかという町内会の防災部にいらっしゃるって、そうやって、地区内外の専門家の方をお願いしていただくたり、そういう仕組みや兼務プラス専門管理職みたいなこともちょっと考えていったほうがいいかなと思います。

あと、ニュースのお知らせの方法ですけども、普段は、ニュースは町内会の皆様の御協力で、回覧をしている掲示板に掲載をしてもらっているのと、あと市のホームページで案内をしています。

あとは、不在地主の方ですが、今回のような組織認定だったり、今後出てくるその場合は、郵送してお知らせをしています、やはり広くかかってしまう中では、なかなか簡単にできるか分からないところはありますが、不在地主の方は結構多くいらっしゃる、そういった形で、あとまだ協議会として予算というものを確保できていないので、そこも含めてどうやっていくかは今後の課題かなというふうに感じております。

(室田会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ほかにございますでしょうか。

もしよろしければ、森委員、お願いできますか。

(森委員)

組織の認定自体は、全然問題はないですし、賛成です。お伺いしようかなと思ったのは、資料1で示された協議会の会則、第2条で事務局を小田三丁目町内会館に置く、第4条で活動内容が示され、第9条で運営について定められています。これを見て思ったのは、町内会館に事務局を置くとなっていますが、協議会による広報誌の作成、配布、アンケート、今までの活動は、市のサポートでやっていらしたのか。あと、こういった事業に係る経費は、今後の課題とおっしゃっていましたが、これも今までは、市のサポートでやっていらしたのかということをお伺いしたいと思います。

なぜかという、このようなことが一人の人の肩に乗ってくるのが、実際ありがちです。うちの自治会のことしか実態は分からないんですけども、そういう一面はあると思います。なので、とても大事なことは、こういう負担をボランティアが積極的に引き受けて、市も活動の継続につながるサポートを続けていただきたいなと思います。

ちょっと雑駁で申し訳ないのですが、一部の担当者や一部の町会に重い負担がかかるような活動にならないように、市のサポートをしっかりとお願いしたいなと思いました。質問ではなくて、意見です。以上です。

(防災まちづくり推進課)

おっしゃるとおり、今、市のほうでそういったニュースの企画であったり、費用面については全面的にバックアップをしております。

状況としまして、先ほどもあったように、ここは密集市街地で川崎市で一番危険と言われておりますので、この取組とは別に、市のほうで密集市街地の改善の取組、例えば、今後道路の機能の強化ですとか、公共用地がありますので、その活用みたいところで、市としてやっていく事業がたくさんございます。中では、やはり地元の方とタッグを組んでということ、市としてもこういった活動が必要であると認識しておりますので、息

の長い密集市街地改善の事業が続く間は、私どものほうでも変わらずバックアップをしていけたらと思っているのが現状でございます。

また、一部の担当者だったり町会に負担がかからないようにということで、確かにおっしゃるとおりでございます。そこも今後どうしていったらいいのかなというのは、今後の課題になってしまうのですが、ただ、今手を挙げていただいて、入会をしていただく方がいらっしゃるので、その方たちだったり、先ほどの専門家に聞くだったり、ニュースとかも、もしかしたら地区内で編集等のノウハウがある方、この広い地区内の埋もれている人材に期待ということで、今後の課題にさせていただければと思います。

(室田会長)

ありがとうございます。森委員いかがですか、よろしいですか。

皆様から一通り御意見をいただきました。私は、この前、市の職員の方々と一緒に地域を回らせていただきましたが、非常に広い範囲でして、確かに用途も多様ですし、地域による個性に違いがありますし、住んでいらっしゃる方も多様だと感じながら歩きました。

委員の方からいただいた多様なご意見を、これからどうやって協議会の中に、あるいは地域の中に反映させていくかといった点も非常に重要だろうと思います。地域には新しく越してこられた方々もおられますが、古くから住んでおられる方々もいらっしゃって、賃貸アパートや戸建て持ち家もあり、通勤している住民も商業者も自営業者もおられて、多様な立場の方々の意見をどのように調整するのか、地域で様々な活動をされてこられた方々の御意見や専門性の高い方々それぞれのご意見をどのように集約するのか、この広い範囲でできるだけ多くの方々に適切に情報を提供し、意見をまとめていけるのかということとは、非常に重要で大きな課題と思っています。

当地域は全部で143haあり、一方で、一地域の面積は20haまでという基準がございますので、それと比べますとかなり広い範囲であることは確かです。町内会も9つもあります。これまで9町内会で議論をされてきたということで、そういった広い範囲で多くの町内会を取りまとめているのは大変御苦労があったと思います。これまでの活動の経緯を重視することは、一つ重要な点かと思いますので、経緯をしっかり踏まえること。かつこれからの発展として、関係者の関心をさらに高め多様な意見を多く集めて、そのうえでどうやってとりまとめ反映させるかが重要だと思います。顔を合わせるというのは、まちづくりの中で重要かと思いますが、広い範囲ですので、多くの方々が顔の見える関係を作ることには限界があります。対面の重要性を意識しつつ、効果的な対面をどう実現するか、合わせて、広い範囲における情報提供や情報交換の方法を工夫することが重要です。ネットの活用も含めて効果的に進める必要があると思います。

また、防災まちづくりでは、行政の役割と地元の住民や協議会の役割を適切に果たしつつ、連携を図っていくことが重要と思いますが、ぜひ連携をしっかりと取られて、お互いに協力し合いながらやっていただければと思います。

共同住宅の問題が出ておりましたけれども、私も共同住宅を見せていただいて、確かに問題のある所があり、周辺の方々にもマイナスの影響がある一方で、住んでいる方々も災害時の避難などに問題があるかもしれません。

既に住んでいる方もいらっしゃるわけですから、あまりコミュニティの中で、仲たがいが起きることがないように、ぜひ御配慮いただきながら、より安全で、そして快適で、住



みよいまちにしていいただければと思います。

皆様、追加等で何か御意見、御質問がありましたら、ぜひと思いますが。

影山委員、お願いします。

(影山委員)

一言だけです。立ち上がってから、定期的にアンケート等をして、それを広く公表してほしいです。前よりよくなった、あるいは悪くなったのか。そういう項目も入れて、お願いします。それだけです。ありがとうございます。

(室田会長)

どうもありがとうございます。ぜひ、今、影山委員がご指摘のような点も、これから前に進めていただければ、大変ありがたいと思います。

お願いいたします。

(藤井委員)

今、室田会長からご指摘があった共同住宅について、地区計画を併せて検討するときには、こういう密集市街地の路地の奥に大規模な長屋は建設できないような仕組みをぜひ考えてください。共同住宅は様々な規制で路地の先に建設できない規定があるんですけど、長屋は建設できる場合があるので注意してください。極端に大規模な長屋というのは、下町エリアとか、あちこちにできているので、それはもう建築基準法等ではどうにもならないので、地区計画でぜひ制限するようご検討ください。

(室田会長)

ありがとうございます。共同住宅にこの地域で規制をかけたとすると、ほかの地域に出て問題化することもあると思いますがいかがでしょうか。

(防災まちづくり推進課)

ほかの地域にも、言ってしまうと今たくさん今ある状況ではあるので、ここでできなくて、出ていくというよりは、適地が売り出されれば、そこが買えれば造っていく。メカニズムとしては、そういう土地が出て、それが出れば、買えれば買って、そこに造るとというのが基本的な仕組みであると思います。

ただ、小田に関しては、ちょっと防災的な指摘とかが審議会からも出ていることで考えているのですが、なので、そこでできないからよそで多くできてしまうということは、助成金がどういう処置をされるかによるので、急にそういうことは起きないかなとは思っております。

ただ、周辺の方が、その仕組みを見たときに、私たちもというお声はもしかしたらあるかなというふうには考えております。

(室田会長)

この地域は、細街路や袋小路が多いですが、安全上問題のない地域であれば、問題化しないかもしれません。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、一通りの議論がなされたと思いますので、これより採決に入りたいと思います。よろしいですか。

本日の議論を踏まえ、諮問事項、小田地区まちづくり協議会の地区まちづくり組織の認定について、挙手をお願いするということになっておりますので、賛成の方は挙手をお願い

いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(室田会長)

影山委員、いかがでしょうか。賛成ということでよろしいですか。

(影山委員)

新しい世代の楽しいまちになるようにしてください。そのために賛成します。

—— 総員賛成 ——

(室田会長)

ありがとうございます。ということで、全員のご賛成をいただきましたので、この本案件が認定が妥当ということで判断をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

—— なし ——

(室田会長)

ありがとうございます。それでは、本日付をもちまして川崎市長宛に答申をさせていただきます。

ということで、長時間にわたりましたけれども、小田地区まちづくり協議会の方、本日は誠にありがとうございました。

あわせて、関係課の職員の方につきましても、どうもありがとうございました。ここで退席となります。どうもありがとうございました。

—— 小田地区まちづくり協議会、関係課職員退室 ——

(室田会長)

それでは、続きまして、地区まちづくり組織等の活動状況についてということで、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局)

—— 資料説明 ——

(室田会長)

御説明をどうもありがとうございました。

では、ただいまのご報告につきまして、御質問、御意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

(二井委員)

よろしいですか。

(室田会長)

はい、お願いします。

(二井委員)

二井ですけれども、質問で、規則14条にまちづくり構想というのがあるんですけども、例えばこの、ある窓口が、今日のを当てはめて言うと、梶が谷駅周辺のまちなみを考える会みたいなものが、駅の脇にあるロータリーとかそういったところも含んだ梶が谷駅前をこんなまちになってほしいみたいな、まちづくり構想というのを取りまとめた場合なんですけど、そういうことをすると、市としてはどういうふうに受け止めるのでしょうか。

(室田会長)

いかがでしょうか、事務局。

(事務局)

この地区まち条例に基づいた活動というものの自体が、基本的には、その活動範囲としては、公共施設を含まないという形が大前提になっています。

我々も地区まちづくり活動がある地域を所管している部署ですので、近隣でそういった公共的な整備・計画がある場合については、事前に地区まちづくり活動をされていることがありますよということで、周知させていただいて、ある程度配慮をいただくような形ではやっているんですが、

地区まちづくり活動している方が直接、ダイレクトに整備・計画部門に考えを伝えることは想定していなくて、基本的には地元からの、陳情・要望という形でそれぞれの整備部局なり、計画部局が受け止めるという形で対応するという形にはなるのかなと思います。

その前段である程度そういった話があれば、柔軟にお伝えするというのはダイレクトに要望する前に済む事項であれば、お手伝いしようとは思うんですけど、

ダイレクトに地区まちづくりの範囲を超えて、考えを整備・計画部門に伝えた場合、短絡的に言ってしまうと、直接の担当部局との対応になるのかなというふうに考えてございます。

(二井委員)

ありがとうございます。ちょっとこれはコメントなんですけど、昨年も多分こういう議論をさせていただいて、今のこの地区まちづくりの、今おっしゃられたように、基本的に民地しか対象になっていないんですね。

実際、このまちづくりというのは、公共空間と民地が一体的に魅力をつくり出していくという枠組みになっていて、そういう中で動いていく中で、やっぱりこのそれぞれの活動がみんな停滞しているのは、要は、これは民地のルールのところまでしかいかなくて、それ以上のお話というのはあまりできないというのもあるのかな。

特に二ヶ領用水の建物はできるけど、じゃあ、実際に二ヶ領用水の用水場のところが例えば老朽化してきてきている中で、もう少し水辺を開いたまちづくりをやろうと思っても、この人たちは、そのものが全く担保されていないんですね。

なので、例えば、今、街路整備をしたんだけど、沿道が全然非協力的だったら、やっぱりいいまちなみができないと同じで、非常に地元が協力しますよといったところに、ある程度、もちろん地元が要望すれば、そのまま公共施設の整理をしていけるという単純なものではないことはよく分かっているんですけども、この仕組みの中で、やっぱり公共空間と、この地域の自分たちの空間をよくする活動とどうマッチングして、地区の魅力を高めていくという、これは制度の話なので、今日ここで云々とかはないんですけど、ちょっとそういう課題をはらんでいるかなということを感じてはおりまして、少し時間はかかる

かもしれないんですけど、そういう公共空間も含めてどうやってその場所の熱意のある地元が、そのエリアの魅力を高めていくためにどういうことができるかということも、併せて考えていってもらいたいなというふうに思っています。

(室田会長)

ありがとうございます。

昨年のこの審議会での意見交換で、地区まちづくりの仕組み、制度自体について、今後どういうふうに発展させていくかという議論をしました。そのときに、今、二井委員がおっしゃったような公共空間の話も出ていたと思いますし、そして、これまでのまちづくりがどちらかというと保全型でしたが、今後は保全だけではなく、これからの地域まちづくりは、地域の魅力づくりの活動も重要であり、様々な地域の活動を包含していくことも必要ではないかという意見も出ていました。その点について、市のほうで何かその後、議論はされたのでしょうか、教えていただければと思います。

(事務局)

個別具体的に協議は進んでいません。先ほど委員の方から話があった公共空間の利活用というのは、ようやく川崎市も法律もいろいろ変わってきて、公共空間である道路、公園は、皆さんの税金で作ります。なので、その財産は行政だけのものではなくて、市民の皆さんの財産です。例えば今年、市役所ができて、公共空間を利活用させていただいているんですね。

一昔前で考えると、例えば、道路にベンチを置くとかといったら、基本的に管理者からするとNGの世界で、今ウオーカブルということが結構出てきているんですけども、市内の特定の場所とか、再開発に伴って、例えば登戸の区画整理で、都市計画道路の歩道空間、通常は、右左で歩道の空間は同じなんですけれども、その利用によって断面が違っているんですね。そこで、ベンチを一つ置くとか、公共空間の利活用の社会実験を行っています。当然皆さん、ここも今回の育成条例も含めて建物とか土地というのは、御検討いただくんですが、利用とかその使い方というのは、そこだけでなく、まさに一帯の部分の活用をすることは当然必要だと思います。

今回挙げている梶が谷は、まだ行政としてはまだ動きが全くなくて、ただ地元の方たちがよりよいまちにしていけるために、そういった活動をされていると。そのときに、例えば道路、歩道も含めて一体的に活用ができるのかどうかというのは、当然行政も考えていかなければいけなくて、具体的にやっているのは、例えばこの市役所の前であるとか、今言ったように、登戸2号線という都市計画道路であるとか、数年前に小杉で再開発があったんですが、その中の道路の空間を使って利活用するとか、新百合ヶ丘に檜山公園という公園があるんですけど、その空間を活用して、取組を実際しているところもありますので、そういう成功事例も参考にさせていただきながら検討を進めさせていただきます。

窓口としてもしっかり受け止めなきゃいけないと思っていますので、すぐ梶が谷のほうもというと、そこは広い道路がなくて、限られた空間ですが、そういったところに今後何ができるのかというのは、まちづくり局が所管している部分もありますので、担当セクションのほうとも協議をしていきながら、よりよい方法、公共空間が使えるんだ、いいよねという思いを受け止めて、いろんなことを考えていきたいと思っていますので、そういった取組に関しましては、また報告をさせていただければと思います。よろしくお願いま

す。

(二井委員)

すみません。ありがとうございます。

梶が谷は、今例で挙げただけで、今おっしゃっていただいたように、例えばこういう地元組織が立ち上がっているところのエリア内の街路には、例えばベンチとかを置いたりする許可を認めていくといったようなことは、要はこの条例の中には、公共空間に関する提案ができないことになっちゃっている。なっているけどちょっとお話だけ、パンフレット上は、ほぼ公共空間に公園とか、地区の中のここをどう使っていくかみたいなことは恐らくやれないように見えるという、実際に条例上、できるかできないかは分からないですけど、そういう今の制度の中に少しその課題があるのかなというところで、どこかのタイミングで、こういうその部分について、まずは、利活用みたいなところから始めるのがいいのかもしれませんが、この制度自体は専門家も呼ぶことができるといういいものを持っているので、場合によっては、専門家を呼んで、みんなでこういうまちのイメージにしたいんだということを模型を作ったりしながら、今こういうのをやりたいというのを市に逆提案をするみたいなことは、これからの川崎に限らず、いろんなまちであってもおかしくはないかなというふうには思っています、そういったものを少しでも担保する制度だということになってくると、先ほど会長がおっしゃられたような、ルールで規制をかけていくようなまちづくりじゃなくて、もうちょっと地元でエンカレッジして、そのアイデアを出しながら魅力的な地区にしていくという、そういうまちづくりの転換みたいなのが、この制度がうまく機能していくとすごくいいなと思います。

(室田会長)

どうもありがとうございました。今、二井委員が言われたのは、私も同意見でございます。できるだけ皆様が広く活用できるような、少し時間がかかったとしても、そういった制度をご検討いただけると大変うれしいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ほかに御意見はございませんでしょうか。

影山委員、お願いします。

(影山委員)

御意見ということですが、実は、私自身もいろいろ宮前区のほうでやっていて、先ほど委員のほうから話が出ました、一つ今回この条例ということの適応範囲、条例ということで、実は、公的空間、例えば公園とか道路等の活用というようなものは入らないのか。もちろん一体的に考えて。それが大きなポイントです、一つ気がついたことは。今のここに書いていなさそうだから。

一方、私のイメージだと、隣の横浜市さんのほうが、例えば、去年のコロナのときでも、港北のほうだったかな、中川の駅前ところに、即行動して、歩道でお店を出して、いろいろ活動できる仕組み、ずっとそれを継続的に行えると。つまり、その辺が少し我々この川崎市民としてちょっと弱いのかなというのは、その弱いのはどこに原因かは分からないですけど。

一つ、今考えているところは、公園でマルシェをやろうとしても、取りあえず既存の町内会とか、団体の了解を得て、それで自分で動いてやってみてくださいと、民に対する負担をすごく求められているなど。これは、別にいいか悪いかじゃないですよ。そういうの

が、今のところ私は思っています。

ですから、もう少しそのところやっていくという一歩が入られれば、行政はそんなに簡単に入れないと思うけど、ちょっとその辺の問題は、私はずっと抱えているところでございます。以上です。

(室田会長)

どうもありがとうございます。

よろしいですか。ほかに御意見はございますか。

(藤井委員)

同意見です。こちらの地区の組織認定団体の活動をもう少し発展させる。あるいは新しい人たちに加わってもらうときには、本当に大したことじゃなくてもいいので何か活動できる「種」があると、そこでまた活動が活性化するということがあります。

私に関わっている横浜の例ですと、階段のコンクリートがちょっと傷んでいたから、そこをきれいにしただけではなくて、地区の人たちが階段の蹴上のところにペンキを塗っていたんですね。そういう活動を一緒に行ったりしてます。今、少し考えているのは、歩行者専用道路の車止めに安全啓発のマークをつけていこうとか、そういう今の公共空間をより楽しく、より地域の人に親しまれるような、ちょっとした工夫をしていくという活動を考えています。そういう地元の人たちがより楽しくなることや、あるいはベンチを造ったりとかはそんなに難しくはなくできると思うので、ぜひ仕組化してみてください。

公共空間での活動については、できるとは書いていないけど駄目とも書いていないので、そういう活動もあるんだということもぜひPRして、組織のあるところにこういうことも含めてぜひ、世代交代、もっと若い人たちも入れて、この活動を継続できるような、10年は続いても、10年を超えると次の活動が難しくなるとよく言われているので、今回は、更新できてもその次の更新はだんだん難しくなると思うので、ぜひ活性化のできる「種」を行政側からも提示していただくことが大事かと思います。

(室田会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

—— なし ——

(室田会長)

ありがとうございます。

ということで、大変貴重な御意見を委員の先生方からいただきましたので、ぜひ御検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに確認事項等はございますでしょうか。

—— なし ——

(室田会長)

事務局のほうからは、何かございますか。

(事務局)

事務局からは、特に、その他としてはございません。

(室田会長)

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第1回川崎市地区まちづくり審議会を閉会とさせていただきます。

できます。長時間にわたり、大変ありがとうございました。どうもお疲れさまでございました。

それでは、進行役を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は、長時間にわたりまして、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、本日答申をいただきました「小田地区まちづくり協議会の組織認定」、こちらにつきましては、今後手続をさせていただきたいと思います。

今後の予定といたしまして、公開する議事録につきまして、メールなどにて委員の皆様にご確認いただいた後、藤井委員のほうに議事録を送付させていただきますので、お手数ですが、御確認いただき御署名の上、御返送をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、各委員の皆様、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第1回川崎市地区まちづくり審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。